

TaxFlash



財務情報アクセスに関するテクニカル・ガイダンス公布へ

インドネシア財務大臣は、税務目的における財務情報アクセス実施のテクニカル・ガイダンスとして、規則 No.70/PMK.03/2017(以下「財務大臣規則第70号」)を公布しました。財務大臣規則第70号は、国税総局長官が金融機関が保有する財務情報にアクセスし、インドネシアの金融口座情報の自動的交換におけるコミットメントを履行することを許可する法律 (*Peraturan Pemerintah Pengganti Undang-Undang*) 2017年第1号(以下「法律第1号」)に基づき公布されました。法律第1号の詳細については、私どものTaxFlash 2017年第6号をご参照ください。

財務大臣規則第70号は、2017年6月2日付けで公布され、同日を以って効力を生じ、財務情報アクセスに関連するその他の規則における複数の条項が廃止されました。廃止の対象となる条項は以下の通りです。

1. 機密保持義務を負う当事者に対する財務情報要請手続に関する財務大臣規則 No.87/PMK.03/2013(財務大臣規則2013年第87号)第1条(3)(b)及び、
2. 国際協定に基づく情報交換(EOI)手続に関する財務大臣規則 No.39/PMK.03/2017(財務大臣規則2017年第39号)第6条

国税総局長官による財務情報の要請のうち、未だに金融サービス庁長官からの承認待ちのものは、財務大臣規則第70号に基づき結論が出されなければなりません。

金融口座の定義

金融口座とは、金融機関が保持する口座で、銀行口座、並びにブローカー及び保管銀行の証券口座、生命保険会社の保険契約及び/又はその他金融機関のその他金融資産を指します。

A. 国際合意における義務履行のための財務情報アクセス

国税総局長官による財務情報のアクセスを許可する主な目的は、インドネシアが国際合意にて確約したコミットメントを履行し、金融口座情報の自動的交換の取決めに準拠することにあります。

報告義務を有する金融機関

報告義務を有する金融機関は以下の通りに定義されています。

1. 預貯金取扱金融機関(一般的に、貯蓄銀行、商業銀行、貯蓄貸付組合及び信用組合を含む)
2. 他者の金融資産の保管理を主要業務とする保管金融機関
3. 投資事業体(一般的に、金融商品の投資、再投資又は売買を行う事業体、並びにポートフォリオ管理又は運用、金融資産の運用又は管理を行う事業体を含む)
4. 金銭的価値を有する又は年金支払義務を有する保険契約を取り扱う特定保険会社

以下の金融機関は、租税回避の目的で利用されるリスクが低いことから、報告主体には該当しません。

1. 非営利政府事業体
2. 非営利国際機関
3. 中央銀行
4. 特定の退職基金
5. 適格クレジットカード発行機関
6. 免除が適用される集合投資契約
7. Trustee Documented Trusts(即ち、受託者が、報告義務を有する金融機関として設定されている信託)
8. その他の低リスク金融機関

報告義務を有する金融機関とそうでない金融機関はともに自己評価に基づき、報告義務の有無に係る自らのステータスを国税総局に登録しなければなりません。報告義務を有する金融機関は、登録申請の際、報告対象外金融口座の一覧を添付しなければなりません。この登録は、遅くとも、金融機関がステータスの自己評価を完了した年の翌年の2月末までに実施しなければなりません。国税総局は、申請内容を精査し、金融機関が登録を怠った場合、若しくは金融機関が報告義務の無いものとして登録したにもかかわらず実際には報告義務を有する場合、職権に基づきそのステータスを決定することができます。

報告対象金融口座

報告しなければならない金融口座は、以下のいずれかに該当する金融口座を指します。

- 報告対象の単一若しくは複数の個人、又は単一若しくは複数の法人が保有する金融口座、或いは
- 単一若しくは複数の会計責任者が、報告対象の個人に該当する、受動的な非金融機関が保有する金融口座

報告対象の個人又は法人は、報告目的において目的地である国・地域に居住する個人又は法人を指しますが、以下に該当する場合はその限りではありません。

1. 単一若しくは複数の株式取引所及びその関連事業体にて株式が取引されている企業
2. 政府事業体
3. 国際機関
4. 中央銀行
5. 特定の金融機関

報告手続

報告において少なくとも以下の全ての項目を網羅しなければなりません。

1. 口座保有者の本人確認
2. 口座番号

3. 金融サービス会社の概要
4. 口座残高又は価値、及び
5. 銀行口座からの利息収入等、金融口座に関連する収入

銀行業、資本市場サービス業及び保険業に従事する、報告義務を有する金融機関は、金融サービス庁を通じて国税総局に金融口座情報を報告しなければなりません。一方、報告義務を有するその他の金融機関は、金融口座情報を国税総局に直接提出しなければなりません。初回の報告は2018年に実施される予定であり、2017年12月31日までの期間を網羅する財務情報がその対象とされています。

既存の法人口座のうち、合算した残高総額又は価値が250,000米ドル以下のものは報告の対象外です。金融機関は、各年度において報告対象の口座が無い場合でも、その旨を依然として報告しなければなりません。

確認手続

2017年7月1日以降、金融機関は、口座保有者の税務上の居住者ステータスの認証、並びに口座保有者、金融口座及びその支配者が租税条約及びその他国際合意に照らして報告対象としてみなされるか否かの認証を行うために、確認手続を実施しなければなりません。

この確認手続は文書化され、少なくとも、自己証明、根拠資料(居住国・地域の主管当局が発行する居住証明書)、金融口座に関連するデータ及び財務情報を網羅しなければなりません。これらの文書は最低でも5年間保管し、国税総局が要請する場合は、インドネシア語に翻訳する必要があります。

その他の条項

報告義務を有する金融機関は、報告義務を履行し、確認手続を実施するにあたり、外部の役務提供者の協力を得ることができます。

確認手続において既存口座の保有者が協力を拒む場合、金融機関が当該口座の保有者に対して新規口座を開設することや新規取引を受け付けることは認められません。

国税総局の通知

国税総局は、以下の項目について、詳細を公式サイトにて通知する予定です。

1. 情報交換協定の締約国・地域の一覧
2. 報告に関する目的地の国・地域の一覧
3. 報告義務の無い金融機関の一覧、及び
4. 報告対象外の金融口座の一覧

B. 税務目的における財務情報アクセス

法律第1号では、モニタリングや税務調査の目的で、国税総局が財務情報にアクセスすることを許可しています。登録及び報告手続は、租税条約下で実施される手続と概ね一致します。

以下のいずれかの項目に該当する金融口座は、当該条項の適用対象となります。

1. 保有者が以下のいずれかに該当すること。
 - a) インドネシア国内に居住するインドネシア国籍の個人
 - b) 上記のセクションAにて明記される者を除く、インドネシア国内に居住する外国籍の個人、又は
 - c) インドネシア居住者企業に該当する法人
2. 報告対象の各報告年度の12月31日現在の口座残高又は価値が以下のいずれかの項目に該当すること。
 - a) 銀行が管理する金融口座:
 - 個人が保有する口座(最低でも10億ルピア)、又は

- 法人が保有する口座(最低価額の規定なし)
- b) 生命保険会社が管理する金融口座:
 - 個人又は法人が保有する口座(最低価額の明確な規定はないが、保険金額の合計が少なくとも10億ルピアのものに限られる。)
- c) 協同組合が管理する金融口座:
 - 個人又は法人が保有する口座(最低でも10億ルピア)
- d) 資本市場及び商品先物取引にて管理される金融口座:
 - 個人又は法人が保有する口座(最低価額の規定なし)

10億ルピアの価額という規定は、2017年6月7日に公表された財務大臣プレスリリース No.21/KLI/2017に基づきます。当該プレスリリースでは、財務大臣規則第70号にて規定された2億ルピアという当初の基準値が改訂されています。この改訂に伴い、新たな財務大臣規則が別途公布される予定です。

罰則

金融機関が確認及び文書化手続を適切に実施しなかった又は虚偽の報告を行った、或いは報告義務の下で要求される情報の提供を怠った等の行為が疑われる場合、国税総局は金融機関に対し、説明を求めることができます。金融機関が国税総局からの説明の要請を受理した日から、14日以内に説明を行わない若しくは説明が不十分な場合、国税総局は金融機関に対し警告書を発行します。

金融機関が警告書を受理してから14日以内に、金融機関が依然として規定違反行為を繰り返している又は所定の報告を行わない、或いは国税総局が要請する情報及び/又は証拠を提出しないことが明らかな場合、国税総局は税務上の犯罪行為に関する初期段階の証拠収集を目的とした税務調査を実施する場合があります。税務上の犯罪行為が立証された場合、税務調査は査察に発展し、法律第1号第7条にて規定される刑事罰が科されることとなります。

インドネシア税務居住者を対象とする新たな居住者証明書

国税総局長官は、規則 No.PER-08/PJ/2017(以下「国税総局長官規則2017年第8号」)を2017年5月12日に公布し、インドネシア税務居住者を対象とする居住者証明書(CoD)に関する新基準について規定しました。国税総局長官規則2017年第8号の公布により、従来の規則 No.PER-35/PJ/2010(以下「国税総局長官規則2010年第35号」)は廃止されました。

新たなCoDの書式では、特定の課税期間において、オフショア・カウンターパート(海外の取引相手)との取引を実施する際の、インドネシア納税者の居住者ステータスを認証する資料の一部として、当該オフショア・カウンターパートの情報開示が新たに要求されています。ただしこの規定は、インドネシアの銀行、並びに資本市場、保険、年金基金、リース及びその他の金融サービスを提供する機関(以下「金融サービス・プロバイダ」と総称)には適用されません。これに加え、インドネシア税務居住者は、取引価額とオフショア・カウンターパートの情報を含む取引関連情報をCoD申請書に明記しなければなりません。

CoDはその発行日から12ヶ月間有効です。ただし金融サービス・プロバイダの場合は、発行日から36ヶ月間有効となります。

CoDを取得するために、インドネシア税務居住者は、申請書を必要添付書類とともに登記地の税務署に提出しなければなりません。CoDは以下の項目について申請することができます。

1. 現在の課税年度又は課税期間については、納税者は以下の条件を満たさなければならない:
 - CoD申請時に、直近の第25条所得税月次納税申告書、又は1%の税率で納付義務が生じる第4条2項最終課税/源泉分離課税申告書を提出していること。
2. 時効が成立していない限りにおける過去の課税年度については、納税者は以下のいずれかの条件を満たさなければならない:
 - CoD申請書が年次所得税申告書(AITR)の提出期限前に提出された場合、直近の第25条所得税月次納税申告書、又は1%の税率で納付義務が生じる第4条2項最終課税/源泉分離課税申告書を提出していること。
 - CoD申請書がAITRの提出期限後に提出された場合、AITR提出期限延長申請書を提出していること。或いは、
 - AITRを提出していること。

税務署は必要書類が全て揃ったCoD申請書を受領した日から、10営業日以内にその可否を決定しなければなりません(従来規定では5営業日)。

2017年5月12日以前に処理中であったCoD申請書は、従前の財務大臣規則2010年第35条に基づきその可否について結論が出されなければなりません。財務大臣規則2010年第35条に基づく有効なCoDは、依然としてその有効期限日まで適用が認められます。

Your PwC Indonesia contacts:

Abdullah Azis

abdullah.azis@id.pwc.com

Adi Poernomo

adi.poernomo@id.pwc.com

Adi Pratikto

adi.pratikto@id.pwc.com

Alexander Lukito

alexander.lukito@id.pwc.com

Ali Widodo

ali.widodo@id.pwc.com

Andrias Hendrik

andrias.hendrik@id.pwc.com

Anton Manik

anton.a.manik@id.pwc.com

Antonius Sanyojaya

antonius.sanyojaya@id.pwc.com

Ay Tjhing Phan

ay.tjhing.phan@id.pwc.com

Brian Arnold

brian.arnold@id.pwc.com

Dany Karim

dany.karim@id.pwc.com

Deny Unardi

deny.unardi@id.pwc.com

Engeline Siagian

engeline.siagian@id.pwc.com

Enna Budiman

enna.budiman@id.pwc.com

Gadis Nurhidayah

gadis.nurhidayah@id.pwc.com

Gerardus Mahendra

gerardus.mahendra@id.pwc.com

Hanna Nggelan

hanna.nggelan@id.pwc.com

Hasan Chandra

hasan.chandra@id.pwc.com

Hendra Lie

hendra.lie@id.pwc.com

Hyang Augustiana

hyang.augustiana@id.pwc.com

Laksmi Djuwita

laksmi.djuwita@id.pwc.com

Lukman Budiman

lukman.budiman@id.pwc.com

Mardianto

mardianto.mardianto@id.pwc.com

Margie Margaret

margie.margaret@id.pwc.com

Mohamad Hendriana

mohamad.hendriana@id.pwc.com

Otto Sumaryoto

otto.sumaryoto@id.pwc.com

Parluruhan Simbolon

parluruhan.simbolon@id.pwc.com

Peter Hohtoulas

peter.hohtoulas@id.pwc.com

Runi Tusita

runi.tusita@id.pwc.com

Ryosuke R Seto

ryosuke.r.seto@id.pwc.com

Ryuji Sugawara

ryuji.sugawara@id.pwc.com

Soeryo Adjie

soeryo.adjie@id.pwc.com

Sutrisno Ali

sutrisno.ali@id.pwc.com

Suyanti Halim

suyanti.halim@id.pwc.com

Tim Watson

tim.robert.watson@id.pwc.com

Tjen She Siung

tjen.she.siung@id.pwc.com

Turino Suyatman

turino.suyatman@id.pwc.com

Yessy Anggraini

yessy.anggraini@id.pwc.com

Yuliana Kurniadjaja

yuliana.kurniadjaja@id.pwc.com

Yunita Wahadaniah

yunita.wahadaniah@id.pwc.com

www.pwc.com/id



[PwC Indonesia](https://www.linkedin.com/company/pwc-indonesia)



[@PwC_Indonesia](https://twitter.com/PwC_Indonesia)



[@pwcindonesia](https://www.facebook.com/pwcindonesia)



[PwC Indonesia](https://www.youtube.com/channel/UC...)



[pwc_indonesia](https://www.instagram.com/pwc_indonesia)

If you would like to be removed from this mailing list, please reply and write UNSUBSCRIBE in the subject line, or send an email to contact.us@id.pwc.com

DISCLAIMER: This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.

© 2017 PT Prima Wahana Caraka. All rights reserved. PwC refers to the Indonesia member firm, and may sometimes refer to the PwC network. Each member firm is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.